

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和2年3月10日	久留米西鉄タクシー株式会社 (法人番号5290001070703) 代表者本田哲	小郡営業所	輸送施設の使用停止(1 0日車)	道路運送法第20条	令和1年10月9日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)営業区域外運送(道路運送法第20条)	1点	1点	1点	1点
	福岡県久留米市国分町御供 田1596	福岡県小郡市小郡 205, 206, 207-2							
令和2年3月10日	日高交通株式会社(法人番 号5290801010627) 代表者 日高康	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条 第3項	令和1年12月25日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	1点	1点	1点	1点
	福岡県北九州市八幡西区陣 原2-6-16	福岡県北九州市八幡西区陣 原2-6-16							
令和2年3月10日	有限会社Shonai観光(法人番 号6290002046429) 代表者 岡本輝篤	庄内タクシー庄内営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和1年11月26日、監査実施。5件の違反が認められた。 (1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)疾 病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5 項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、 (4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第 1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条 第1項)	2点	2点	2点	2点
	福岡県飯塚市赤坂795-2	福岡県飯塚市赤坂795-2							
令和2年3月12日	昭和自動車株式会社(法人 番号9300001007204) 代表 者金子隆晴	タクシー事業部玄海営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年2月25日、監査実施。4件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼の記録事項義務違 反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違 反(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督違反 (運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点
	佐賀県唐津市千代田町 2565-5	佐賀県東松浦郡玄海町今村 6768-1							
令和2年3月16日	八幡タクシー株式会社(法人 番号3290801010728) 代表 者藤村美代子	永犬丸営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条 第3項	令和1年12月25日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	15点	15点	15点	1点
	福岡県北九州市八幡西区皇 后崎町9-4	福岡県北九州市八幡西区下 上津役1-2-101							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和2年3月16日	祐徳自動車株式会社(法人番号6300001004996) 代表者愛野時興	福岡営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和1年10月30日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)事故の記録事項不備違反(運輸規則第26条の2)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1点	1点	1点	1点
	佐賀県鹿島市大字高津原4078	福岡県福岡市東区原田4-24-51							
令和2年3月17日	ひまわりタクシー有限会社(法人番号7290002043986) 代表者村岡隆裕	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項、道路運送車両法(以下「法」)第48条、法第49条	令和1年9月13日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(6)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条、道路運送車両法(以下「法」)第48条)、(11)点検整備記録簿の記録義務違反(運輸規則第45条、法第49条)	2点	2点	2点	2点
	福岡県朝倉市杷木池田774-1	福岡県朝倉市杷木池田774-1							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和2年3月23日	株式会社坂元運送(法人番号5340001001818) 代表者坂元佑子	まいにち交通本社営業所	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第27条第3項	令和1年10月24日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条)、(2)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	14点	14点	14点	3点
	鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-30	鹿児島県鹿屋市礼元1-3428-4							
令和2年3月24日	有限会社柳田タクシー(法人番号7350002011029) 代表者柳田将	本社営業所	輸送施設の使用停止(160日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第16条第1項、法第27条第3項、道路運送車両法第48条	令和1年11月28日、監査実施。15件の違反が認められた。(1)、(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(7)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(13)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)運転者に対する地理、応接の指導監督違反(運輸規則第39条)、(15)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条、道路運送車両法第48条)	16点	16点	16点	16点
	宮崎県日向市上町5-10	宮崎県日向市上町5-10							
令和2年3月25日	竹田合同タクシー株式会社(法人番号1320001009486) 代表者高野将	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和1年11月19日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1点	1点	1点	1点
	大分県竹田市大字会々2332-1	大分県竹田市大字会々2332-4							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年3月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和2年3月26日	大丸交通株式会社(法人番号5290801002343) 代表者藤野秀之	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和2年1月23日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)	1点	1点	1点	1点
	福岡県北九州市小倉北区江南町5-33	福岡県北九州市小倉北区江南町5-33							
令和2年3月27日	有限会社南光タクシー(法人番号8350002016745) 代表者外山衛	本社営業所	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告、文書勧告	道路運送法第27条第3項	令和1年11月20日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(10)地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反(運輸規則第40条第3項)、(11)運行管理者の補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(12)指導主任者の届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)	8点	8点	8点	8点
	宮崎県日南市春日町2-11	宮崎県日南市春日町2-8							